

4月1日より制度改正など待遇改善へ



国労東北自動車支部

これまで会社に対し、機会あるごとに要求していた助勤旅費及び赴任旅費が4月1日より改善されることになりました。また、労働契約法20条に抵触する疑いがあったバス社員と契約社員の通勤手当格差問題や契約社員運転係の特別休日＝現行年間26日がバス社員運転係同様34日となり、年間総労時間2千時間を辛うじて下回るようになります。

助勤旅費について

現行

区分	日当	宿泊料	
		宿舎 宿泊料	その他 泊宿料
所管内	300	4000	770
所管外	470		

改正

日当	宿泊諸雑費
600	1000

例1)青森より仙台助勤の場合

一日 = 470円 + 770円 = 1240円

例2)居住地より助勤に行く場合

(白沢・七木田から仙台へ2日間)
300円 × 2日 = 600円

一日 = 1600円 (公、特、年休等は支給しない)

600円 × 2日
+ 500円 (宿泊諸雑費の1/2)
= 1700円

赴任旅費について

現行

距離	100 ^{キロ} 未満	100 ^{キロ} 以上 250 ^{キロ} 未満	250 ^{キロ} 以上 500 ^{キロ} 未満	500 ^{キロ} 以上
家財運送料	153000	177000	204000	実費
移転料	30000			

改正

移転料	家財運送料
40000	50000

※100^{キロ}未満の移転料については、現行と同じく宿泊日当、宿泊料は支給せず、上記定額部分の1/2とする。

例3)青森から仙台転勤の場合

(夫婦、子供一人※11歳)

移転料 46800円 =
(1,400円 × 2日 + 7000円 × 2日 + 30000円)
+ 扶養親族移転料 31400円 (1400円 × 1日 + 30000円)
+ 扶養親族移転料子供分、12歳未満 1/2 = 15700円
+ 家財運送料 204000円 (250^{キロ}以上 500^{キロ}未満)
合計 = 297900円

※12歳以上の扶養親族移転料は配偶者と同じ扱い。
上記1400円及び7000円は赴任旅行に伴う
宿泊日当及び宿舎宿泊料。

例4)青森から仙台転勤、単身・独身の場合

移転料 46800円 + 家財運送料 1/2 = 102000円
合計 148800円

移転料 60800円 = (1400円 × 2日 + 9000円 × 2日 + 40000円)
+ 扶養親族移転料 41400円 (1400円 × 1日 + 40000円)
+ 扶養親族移転料子供分 1/2 = 20700円
+ 定額 50000円 + 実費
合計 = 172900円 + 実費

(実費は運送業者に支払った領収書に基づき行う。レンタカー及び自家用車は除外。)

移転料 60800円 + 定額 50000円 + 実費
= 合計 110800円 + 実費

※尚、赴任旅費は退職して地元に戻る場合も支給。

契約社員通勤手当について

現行

5^{キロ}未満 2000円 15^{キロ}～20^{キロ}未満 7500円
5^{キロ}～10^{キロ}未満 3700円 20^{キロ}～9600円
10^{キロ}～15^{キロ}未満 5500円

改正(追加)

20^{キロ}～25^{キロ}未満 9600円 35^{キロ}～40^{キロ}未満 16800円
25^{キロ}～30^{キロ}未満 12000円 40^{キロ}～19200円
30^{キロ}～35^{キロ}未満 14400円

発責
北山修司
編責
教宣部
NO,113

2017.3.26

国労加入
で職場を
変えよう